

2014年(平成26年) 8月18日号  
NO. 2643 (毎週月曜日発行)

# 週刊住宅

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
TEL 03(5363)5810 FAX 03(5363)5815 郵便局口座 00120-5-83424  
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

http://www.shukan-jutaku.com/

## CFネット流 大家実践塾

122

## 相続税改正と二世帯・賃貸併用住宅

来年から相続税の基礎控除が大幅に圧縮され、相続税の課税対象者が大幅に増える見込みだ。相続税が大幅増税と言われる中で活用したいのが小規模宅地の評価減の特例だ。

特例を受けるためには一定条件を満たす必要があるものの、土地の評価額が最大で8割減となり、評価額を大幅に引き下げることが出来る。

また、その土地が特定居住用宅地等に該当する場合、改正前は最大240平方メートル、改正後は最大400平方メートルまで面積が拡大されることになる。

仮に自宅敷地が240平方メートルまで8割減の対象とされているものが改正後は380平方メートルまで面積が拡大されることになる。

方丈まで8割減の対象とされているものが改正後は380平方メートルまで面積が拡大されることになる。

仮に自宅敷地が240平方メートルまで8割減の対象とされているものが改正後は380平方メートルまで面積が拡大されることになる。

また、その土地が特定居住用宅地等に該当する場合、改正前は最大240平方メートル、改正後は最大400平方メートルまで面積が拡大されることになる。

### 「小規模宅地特例」で評価減

#### 適用拡大や要件緩和も

また、親が健在

の場合には二世帯住宅として利用し、親が「く」

方丈まで8割減の対象とされているものが改正後は380平方メートルまで面積が拡大されることになる。

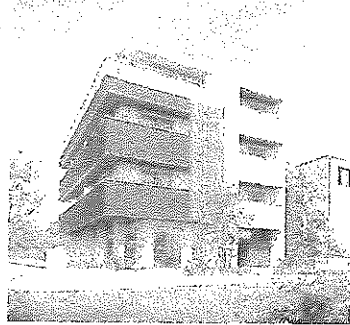
事前に適用が可能かどうか確認しておきたい。

税理士 保V秀人

改正に合わせて二世帯住宅への適用要件も緩和された。

税理士による「不動産

住宅メーカーも相次ぎ対応商品を発売する(写真は積水ハウス「ブレオプラス」)



小規模宅地の評価減の適用対象となつて

「9月28日(日)」鎌倉商工会議所にて無料開催。お申込み・お問い合わせはフリーダイヤル0120-177-213まで